

## 職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス提供事業

### 1 目的

母子家庭等就業・自立支援センター等において、ひとり親が職業訓練を受ける際の託児サービスを実施することにより、職業訓練を受けやすい環境の整備を行うことを目的とする。

### 2 事業の内容

#### (1) 事業内容

母子家庭の母及び父子家庭の父（以下「ひとり親」という。）が職業訓練を受ける間、当該ひとり親世帯の児童を預かる託児サービスを、母子家庭等就業・自立支援センター（平成20年7月22日雇児発第0722003号雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱」の2の（1）の事業を行うセンター等において実施する。

#### (2) 事業の実施主体

都道府県、指定都市及び中核市

#### (3) 事業者

母子家庭等就業・自立支援センターその他実施主体が適当と認めた者

#### (4) 事業の実施方法

ア 託児サービスに従事する者の数は、おおむね児童福祉施設最低基準第33条第2項に定める数以上であること。ただし、常時2名を下回ってはならないこと。

イ 託児サービスに従事する者の少なくとも1人は保育士の資格を有する者とする事。

ウ 託児サービスを提供する場所は、母子家庭等就業・自立支援センター内のスペースの他、実施主体が適切と認めた場所とすること。

エ 託児を行う部屋の面積は、児童1人当たり1.65㎡以上であること。

オ 託児を行う部屋の他便所があることとし、必要に応じて調理を行う設備があること。

カ 託児の実施に当たっては、児童の健康管理（アレルギー疾患含む。）や食品の衛生管理、託児中の安全確認等に十分配慮すること。

キ 託児の実施時期については、ハローワーク等からの情報収集を行い、ひとり親の職業訓練への参加が多数見込まれる時期となるよう配慮すること。

#### (5) 費用

実施主体は、おやつ代等について実費相当額を利用者から徴収することができるものとする事。

### 3 補助基準額・補助率

#### (1) 補助基準額

託児活動費	月額	862千円
事務費	年額	1,574千円

(2) 補助率

国 1 / 2 (都道府県・指定都市・中核市 1 / 2)

4 対象経費

託児サービスを実施するために必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費等)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

## 職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業

### 1 事業の目的

職業紹介を行っている企業等に委託して、ひとり親に対するソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、就職活動支援、ひとり親家庭が働きやすい職場の開拓及び就職後の職場訪問等を行い、ひとり親家庭の自立支援を図ることを目的とする。

### 2 事業の内容

#### (1) 事業内容

適切な就業環境を与えるとともに適切な支援を行い社会的自立を目指すために、職場開拓、面接等のアドバイス、事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップ等を行う。

#### (2) 事業の実施主体

都道府県、指定都市及び中核市

#### (3) 事業者

職業紹介等を行う企業、都道府県福祉人材センター、NPO法人の他実施主体が認めた者

#### (4) 実施方法

母子家庭等就業・自立支援センターと連携して活動する就業支援チームを設置して実施する。

### 3 補助基準額・補助率

#### (1) 補助基準額

1チーム当たり年額

賃 金 4, 4 8 2 千円

事務所経費 1, 6 4 0 千円

#### (2) 補助率

国 1 / 2 (都道府県・指定都市・中核市 1 / 2)

### 4 対象経費

事業の実施に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費等)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

## 就業・社会活動困難者への戸別訪問事業

### 1 目的

地域との結びつきが弱く、引きこもりがちであるなど就職活動に至らない母子家庭の母について、戸別訪問による相談支援や就業活動支度を支援することにより、母子家庭の母の自立支援に係る体制の整備を図る。

### 2 事業の内容

#### (1) 事業内容

##### ア 戸別訪問による相談支援等

地域との結びつきが弱く、引きこもりがちであるなど、自発的に就業に向けた活動を行うことが困難な母子家庭の母（以下「支援対象者」という。）について戸別訪問を行い、母子家庭の母が抱える様々な不安や悩みを聞き相談支援を行うとともに、母子家庭の自立支援に関する情報提供や地域活動への参加支援等を行い、母子自立支援プログラム策定等事業等の就業支援施策の活用につなげる。

また、就業支援施策の活用につなげた後についても、戸別訪問を行い、就業に向けた活動を支援する。

##### イ 就職活動支度の費用についての支援

上記アによる支援を受けた支援対象者が、母子自立支援プログラムを策定後、当該プログラムに基づいて就業に向けた活動を行うことを支援するため、就業活動に必要な被服等の購入に要した費用について支援する。

#### (2) 事業の実施主体

都道府県、市及び福祉事務所設置町村

#### (3) 事業者

母子福祉団体、NPO法人その他都道府県が適当と認めた者

#### (4) 事業の実施方法

ア 戸別訪問員は、社会的信望があり、2の(1)のアに定める業務を行うのに必要な熱意と識見を持つと実施主体の長が認める者とする。

イ 就業活動に必要な被服等の購入費用の支援については、精算払いの方法とする。

### 3 補助基準額・補助率

#### (1) 補助基準額

##### ア 戸別訪問による相談支援等

年額2,577千円

##### イ 就職活動支度の費用についての支援

支援対象者1人当たり 50千円（実際に要した費用が50千円を下回る場合は、当該額）

#### (2) 補助率

##### ア 戸別訪問による相談支援等

国 1 / 2 (都道府県・市・福祉事務所設置町村 1 / 2)

イ 就職活動支度の費用についての支援業  
定額

4 対象経費

(1) 戸別訪問による相談支援等

戸別訪問事業の実施に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費等)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

(2) 就職活動支度の費用についての支援

就職活動支度の費用の支援に必要な負担金、補助及び交付金、扶助費

## ひとり親家庭等の在宅就業支援事業

### 1 目的

ひとり親等の在宅就業について、業務の開拓、仕事の品質管理、従事者の能力開発、相談支援等の一体的取組等を実践し、家庭と仕事の両立を図りやすい働き方である在宅就業の拡大に向けた環境整備を図ることを目的とする。

### 2 事業の内容

#### (1) 事業の内容

ひとり親家庭等の在宅就業を推進するため、業務の開拓、仕事の品質管理、従事者の能力開発、相談支援等の一体的取組を実践する。

#### (2) 事業の実施主体

都道府県及び市

#### (3) 事業者

都道府県が適当と認める者

### 3 補助基準額・補助率

#### (1) 補助基準額

厚生労働大臣が必要と認めた額

#### (2) 補助率

定額

### 4 対象経費

事業の実施に必要な報酬、共催費、報奨金、賃金、旅費、需用費（食糧費、消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

## 婦人保護施設等の退所者（DV被害者等）等に対する就業支援事業

### 1 事業の目的

職業紹介を行っている企業等に委託して、施設退所者等に対するソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、就職活動支援、働きやすい職場の開拓及び就職後の職場訪問等を行い、退所後の自立支援を図ることを目的とする。

### 2 事業の内容

#### (1) 事業内容

婦人保護施設等の退所者等に対して、適切な就業環境を与えるとともに適切な支援を行い社会的自立を目指すために、職場開拓、面接等のアドバイス、就職後の相談等を職業紹介等を行う企業、都道府県福祉人材センター、就業支援のノウハウのある法人・NPO等に委託して行う。

#### (2) 対象者

婦人保護施設、婦人相談所一時保護所の退所（予定）者

#### (3) 実施方法

婦人相談所と連携して活動する就業支援チームを設置して実施する。

#### (4) 事業の実施主体

都道府県

#### (5) 事業者

職業紹介等を行う企業、都道府県福祉人材センター、就業支援のノウハウのある法人、NPO法人その他都道府県が適当と認めた者

### 3 補助基準額・補助率

#### (1) 補助基準額

1チーム当たり年額

賃 金 4, 482千円

事務諸経費 1, 640千円

#### (2) 補助率

国 1 / 2（都道府県 1 / 2）

### 4 対象経費

事業の実施に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

## 児童養護施設の退所者等の就業支援事業

### 1 事業の目的

職業紹介を行っている企業等に委託して、施設退所者等に対するソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、就職活動支援、施設退所者等が働きやすい職場の開拓及び就職後の職場訪問等を行い、退所後の自立支援を図ることを目的とする。

### 2 事業の内容

#### (1) 事業内容

児童養護施設等の退所者等に対して、社会的自立を支援するために適切な就業環境の確保や必要な支援を行い、職場開拓、面接等のアドバイス、事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップ等を職業紹介等を行う企業、都道府県福祉人材センター、就業支援のノウハウのある法人・NPO等に委託して行う。

#### (2) 対象者

児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム、里親の退所（予定）者及び保護者

#### (3) 実施方法

児童相談所と連携して活動する就業支援チームを設置して実施する。

#### (4) 事業の実施主体

都道府県、指定都市、児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）

#### (5) 事業者

職業紹介等を行う企業、都道府県福祉人材センター、就業支援のノウハウのある法人、NPO法人その他都道府県等が適当と認めた者

### 3 補助基準額・補助率

#### (1) 補助基準額

1チーム当たり年額

賃 金 4, 4 8 2 千円

事務諸経費 1, 6 4 0 千円

#### (2) 補助率

国 1 / 2（都道府県、指定都市、児童相談所設置市 1 / 2）

### 4 対象経費

事業の実施に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費



## 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業

### 1 事業の目的

児童養護施設等の入所児等の生活向上のため、老朽化遊具や食品の安全のための機器の更新、ケア単位の小規模化等のための改修、学習環境整備のためのパソコン購入など環境改善を図ることを目的とする。

### 2 事業の内容

#### (1) 施設内遊具の安全対策

老朽化や構造上の理由等安全面の向上を図るため大型遊具の撤去・新設を図る

#### (2) 食品の安全対策

大型冷蔵庫や食器格納庫等食品の衛生管理に必要な備品についての老朽化等による撤去・新設を図ることにより、食品の安全性を確保する。

#### (3) 児童入所施設等の生活環境改善

老朽化した乳児・児童用のベッド、乳児用呼吸モニター、緊急地震速報受信装置等、児童の安全の確保のために必要な備品や、フローリング貼・カーペット敷等の更新や内部改修を図る

#### (4) 地域子育て支援拠点の環境改善

地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な改修、備品の整備を図る

#### (5) 児童相談所の環境改善

① 相談に訪れた子どもや保護者が心理的に安心できる空間づくりに資するよう、老朽化した相談室等の内装や備品（カーペット敷、面談机、椅子、ロッカー等）の改善及び更新を図る

② 効率的かつ円滑な事務処理が可能となるよう、児童等の指導記録作成のために必要なパソコン、プリンター等の更新を図る

#### (6) 学習環境改善

① 児童福祉施設入所児（者）のパソコン技術習得のためのパソコンを整備し、施設退所後の就業の促進を図るとともに、地域小規模児童養護施設等を実施している施設について、パソコン通信を活用し本体施設と一体となった児童の処遇の実現を図る

② 母子家庭等就業・自立支援センターの事務の効率化のため、パソコンの更新及び新規購入を行う

③ 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市の社会福祉協議会（以下「都道府県社協等」という。）が施設（児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、婦人保護施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム）退所者、自立援助ホーム入所者及び母子家庭等に対し、就職活動又は在宅就業を支援するために必要な貸し出し用のパソコン等の購入を行う

#### (7) 児童相談体制整備対策

- ① 児童相談所において安全確認等を実施する際に必要な車輛の購入等、立入調査状況や接近禁止命令違反認知時の証拠保全のために必要なビデオカメラ、ビデオデッキ、カメラ、ICレコーダー等及び立入調査時等における職員の安全確保のための耐刃防護衣、安全靴等の整備を図る
- ② 市町村において実施する乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）及び養育支援訪問事業等の実施に必要な訪問用の電動アシスト自転車や乳児体重計・体重台等の整備を図る
- (8) 賃貸・改修等の補助対象の拡大
- ① 既存建物を借り上げてファミリーホーム等を新設し、事業を実施する場合に貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料（敷金は除く。）にかかる費用の補助を行う
- ② 既存建物を借り上げてファミリーホーム等を新設し、事業を実施する場合に必要な設備整備及び改修整備等にかかる費用の補助を行う
- ③ 自前建物でファミリーホーム等を新設し、事業を実施する場合に必要な設備整備及び改修整備等にかかる費用の補助を行う

### 3 対象施設等・実施主体・補助基準額等

事業	対象施設等	実施主体	補助基準額	補助率	対象経費
2(1)	児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童相談所の一時保護所、婦人保護施設、婦人相談所、婦人相談所の一時保護所	都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村	1施設当たり 2,300千円	国1/2 (都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市1/2)	改修費、備品購入費、大型遊具撤去・新設等にかかる経費
2(2)	児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童相談所の一時保護所、婦人保護施設、婦人相談所、婦人相談所の一時保護所、自立援助ホーム、ファミリーホーム	都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村	1施設当たり 6,500千円		
2(3)	児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童相談所の一時保護所、婦人保護施設、婦人相談所、婦人相談所の一時保護所、自立援助ホーム、ファミリーホーム	都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村	1施設当たり 8,000千円	国1/2 (都道府県1/4、市及び福祉事務所設置町村1/4)	改修費、備品購入費
	里親、児童家庭支援センター、母子家庭等就業・自立支援センター		1施設当たり 1,000千円		
2(4)	地域子育て支援拠点	市町村	1施設当たり 8,000千円	(ただし、2の(7)の②に	
2(5)	児童相談所	都道府県、指定都市、	1施設当たり 8,000千円		